

2026年5月11日

各位

株式会社 山形銀行

## BankPay 取引規定改定のお知らせ

株式会社山形銀行（頭取 佐藤 英司）は、ことら送金サービスにおける「寄附」を目的とした特定用途送金開始に伴い、下記の通り BankPay 取引規定を改定いたします。

当行では、今後もより多くのお客さまにご満足いただける商品の提供・サービスの向上に努めてまいります。

### 1. 改定日

2026年5月11日（月）

### 2. 改定内容

「20. BP ことら送金の取扱範囲」に、次の内容を追加

（3）第1項の規定にかかわらず、ことら送金サービスのうち、「特定用途送金」に関する事項については、以下のご留意事項に定めるとおります。

特定用途送金に関するご留意事項：

[https://www.cotra.ne.jp/manual/tokutei\\_ryuui.pdf](https://www.cotra.ne.jp/manual/tokutei_ryuui.pdf)

※特定用途送金の概要につきましては、株式会社ことらのウェブサイトをご参照ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先  
事務統括部 事務企画・管理グループ

TEL 023-634-7048

【受付時間】 9：00～17：00（土日祝日・年末年始を除きます）